

愛媛県土地家屋調査士会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、会務のため愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という）の役員、会員が出張命令に基づき出張する場合の旅費の支給について、会務の円滑な運営に資するとともに適正な支出を図ることを目的とする。

(出張命令)

第2条 出張は、会長の発する出張命令（以下「命令」という）により行うものとする。

- 命令は書面により行うものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭等により命令することができる。
- 会長が発する各種会議の開催通知は、第1項の命令とみなす。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、本会が定めるところによるものとし、出張は、安全で高速かつ経済的な経路及び方法による旅費により計算するものとする

- 命令の変更により、出張者が出張先から他の目的地に移動する場合の旅費については、前項に準じた旅費の計算によるものとする。
- 前項の場合、旅費の不足分については後日別途計算する。
- 外部団体よりの謝礼金、講師料は、会員個人が受けたものとみなし、本会へは戻り入れしないものとする。

(旅費の支給)

第4条 旅費は、出張の都度第3に定める方法により計算した額を出張者に支給する。

- 旅費を事前に支給することを必要とする場合は、命令に基づき第3条の計算方法により概算払により支給することができる。
- 前項の場合の出張者は、当該出張を完了した後、10日以内に清算するものとする。

(天災等の場合の処理)

第5条 出張者は、天災または交通機関等の事故により、命令による出張ができないときまたは変更するときは、あらかじめ会長の承認を得るものとする。ただし、出張中の場合は、通常の連絡手段により会長の承認を得るものとする。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、運賃等、車賃、宿泊費、日当、移動時間手当とし、その支給は別

表の定額とする。

(準用規定)

第7条 本会の役員以外で、委員会や部会等の委員又は部員に委嘱された者、その他特別の目的のため出張を要請された者に支給する旅費は、この規程を準用する。

2 出張につき特別の事情があるときは、会長は各部長に依ることなく旅費・日当を支給することができるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は、理事会の承認を経て、改廃をすることができる。

別 表

鉄 道	船 舶	飛行機	車 賃	日 当	宿 泊 代
乗車券 急行券 特急券 座席指定券	1等船賃	実 費	バス代等実費	半日に付き 3,000 円 1日に付き 5,000 円 県外出張 10,000 円	1夜につき 15,000 円

移動時間手当

宇和島支部、四国中央支部から出席につき	2,000 円
大洲支部、今治支部、西条支部から出席につき	1,000 円
松山支部のうち島諸部、久万高原町から出席につき	1,000 円
ただし、松山以外の支部で会議等が開催された場合は、その開催地までの移動時間相当を上 の手当てに準じて算出する。	

附 則

この規程は昭和 55 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 11 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は平成 18 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は平成 23 年 9 月 17 日から施行する。